

議案第10号

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年3月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

加西市福祉医療費助成条例（昭和 63 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「乳幼児等」の右に「、高学年児」を加える。

第 2 条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(5)の 2 高学年児 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者（乳幼児等を除く）をいう。

第 2 条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(7)の 2 高学年児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、高学年児を現に監護する者をいう。

第 2 条第 18 号中「(18) 所得を有しない者 その属する世帯」を「(18) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が 4 月から 6 月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市の条例で定めるところにより市民税を免除された者を含むものとする。以下「市民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯」に、「65 万円」を「80 万円」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(19) 低所得者 市民税世帯非課税者であり、かつその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、その額が 0 を下回る場合には、0 とする。）の合計額が 80 万円以下である者をいう。

第 3 条第 1 項本文中「乳幼児等」の右に「、高学年児」を、「幼児等保護者」の右に「、高学年児保護者」を加え、同項第 1 号中「法第 84 条に規定する高額療養費の支給要件に該当する場合には、法第 67 条第 1 項第 1 号の規定が適用される者の高額療養費に相当する額を支給する。この場合において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令

第 318 号) 第 15 条第 1 項第 4 号中「80 万円」とあるのは、「65 万円」とする。」を「外来に係る医療費の場合であつて、その額が 8,000 円を超えるときは 8,000 円とし、入院に係る医療費の場合であつて、その額が 24,600 円を超えるときは 24,600 円（所得を有しない者である場合には、15,000 円を超えるときは 15,000 円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第 84 条に規定の例により高額医療費に相当する額の支給を行う。」に改め、同項第 2 号ア中「500 円」を「600 円」に、「所得を有しない者」を「低所得者」に、「300 円」を「400 円」に改め、同号イ中「2,000 円」を「2,400 円」に、「所得を有しない者」を「低所得者」に、「1,200 円」を「1,600 円」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 乳幼児等又は高学年児の福祉医療費は、被保険者等負担額に相当する額（高学年児にあつては入院療養である場合に限る。）を支給する。

第 3 条第 1 項第 4 号ア中「500 円」を「600 円」に、「所得を有しない者」を「低所得者」に、「300 円」を「400 円」に改め、同号イ中「2,000 円」を「2,400 円」に、「所得を有しない者」を「低所得者」に、「1,200 円」を「1,600 円」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

(1) 老人については、老人の当該年度分の市民税（4 月から 6 月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市民税とする。）が課されているとき。
または、老人が市民税世帯非課税者であつて、かつ医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、その額が 0 を下回る場合には、0 とする。）の合計額が 80 万円をこえるとき。

(2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主としてその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が 4 月から 6 月までの場合であつては、前年度）分の地方税法の規定による市民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 328 条の

規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が23万5千円以上であるとき。

第5条第1項第2号の次に次の1号を加える。

- (2)の2 幼児等若しくは高学年児については、幼児等保護者若しくは高学年児保護者又は幼児等保護者若しくは高学年児保護者が当該幼児等若しくは高学年児の生計を維持できない者である場合は、その幼児等若しくは高学年児の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその幼児等若しくは高学年児の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が23万5千円以上あるとき。

第8条中「乳幼児等」の右に「、高学年児」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(助成対象者の特例)

- 3 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間、老人は市民税世帯非課税者である者を、重度障害者は平成21年7月1日改正前の助成対象者の要件を備える者を、幼児等若しくは高学年児保護者は、幼児等若しくは高学年児保護者又は幼児等若しくは高学年児保護者が当該幼児等若しくは高学年児の生計を維持できない者である場合は、その幼児等若しくは高学年児の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主としてその幼児等若しくは高学年児の生計を維持する者の前年の所得が、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第11条において読み替えて準用する同令第1条から第3条までの規定により算出して得た児童手当法(昭和46年法律第73号)附則第6条第2項において準用する同法第5条第1項に規定する額より少ない者(改正後の福祉医療費助成

条例対象である者を除く。)を助成対象者とする。この規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

(助成額の特例)

- 4 前項で規定する者において助成する福祉医療費を次の1号から3号に規定する額とし、当該老人、重度障害者、幼児等保護者及び高学年児保護者に対し福祉医療費として支給する。

(1) 老人の助成する福祉医療費は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 重度障害者の助成する福祉医療費は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する金額（保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものを除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

(3) 幼児等、高学年児の助成する福祉医療費は、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

- (4) 第1号から第3号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることはできない。
- (5) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第2号の適用についてはそれぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。
- (6) 第1号及び第2号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(審議資料)

兵庫県の行財政構造改革及び少子化対策の一環として、福祉医療制度の対象者、助成額等を変更する必要があることに伴い、本条例を改正するもの。

【改正要旨】

①老人医療

助成対象を低所得者に重点化するとともに、低所得者基準を拡大する。

②重度障害者医療

自立支援医療制度との均衡を考慮し、所得制限と一部負担金の見直しを行うとともに、低所得者基準を拡大する。

③母子家庭医療

自立支援医療制度との均衡を考慮し、一部負担金の見直しを行うとともに、低所得者基準を拡大する。

③乳幼児等医療

助成の対象を小学6年生まで（入院療養である場合に限り）に拡大する。

また、兵庫県の福祉医療制度と同様の所得制限を設ける。

④経過措置

新たな所得制限の基準を上回る現行の対象者については、平成21年7月から平成23年6月までの2年間、対象とする経過措置を講じる。